

平成二十一年九月二十五日（金）

# 第二十九回荒川区都市計画審議会議事録

於・サンパール荒川

第五・第六集會室

午後二時開会

会長 お忙しい中、御出席を賜りまして、どうもありがとうございます。

本日の議題は、報告事項が二つありますけども、時間でございますので、開会ということにさせていただきます。

今日は、人事異動に伴う変更と、それから、先ほど申しました事前報告が二件ございます。それから、もう一つは、会議終了後に地区計画の区域を視察するという事になってございますので、よろしく願いしたいと思えます。

それでは、会議に入る前に三嶋副区長よりごあいさつがございまして、よろしくお願いしたいと思います。

副区長 皆さん、こんにち。今日は、都市計画審議会を開会いたしましたところ、御出席賜りまして、本当にありがとうございます。お忙しい中、本当に感謝申し上げます。

今月の二十一日でございますけれども、長寿慶祝の会というものがございました。これは、七十五歳以上の方が対象で祝いをするわけですが、昨年までは三回に分けてサンパールの大ホールでやっていたんですけども、今回から四回と、これだけ増えております。対象者数を聞きましたら、一万九千七百余ということでございます。およそでいきますと、人口の一角が七十五歳。考えますと、これからうんと高齢化が進みますということでございます。都市計画、まちづくりも、やはり高齢者にきちんとこたえられるようなまちづくりをしつかり進めなさいけないなど、改めて感じたところでございます。ただ、まち

づくりは、高齢者の方、それから、障害のある方、この方だけじゃなくて、今の子供たちの未来、それから、未来の子供たちのためのまちづくりでもあります。両方にこたえられるようなまちづくりを進めなければならぬところでございます。

本日の議事でございます荒川五・六丁目地区地区計画、これにつきましては、次回の審議会で諮問を予定している都市計画の原案でございますけれども、この地区計画というのは、地域の皆さんが相協力して、どのような適切な制限を設けたり、ルールづくりをどうするかということを協議して確定して、まさに下町らしい温かみのあるようなまちづくりをきちんと進められるという、非常に大事な制度であろうと思います。皆さんの御熱心なる御審議を期待したいと思っております。

もう一つの議事でございますけれども、景観計画についてでございます。これにつきましては、景観法に基づく景観行政団体として、法に基づく荒川区独自の景観計画を策定したいということのための議事でございます。こちらのほうも非常に重要なことでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。ただいま会長さんのほうからお話ございましたけれども、この後、視察が予定されているようでございますが、こちらのほうもあわせてどうぞよろしくお願い申し上げます。

会長 どうもありがとうございました。

それでは初めに、事務局より報告がございますので、よろしく申し上げます。

都市計画課長 私は都市計画課長の菊池でございます。事務局として報告させていただきます。

まず、本日の会議でございますけれども、十九名の委員の方に出席をいただいております。

おりますので、報告いたします。

次に、本日の資料を確認させていただきます。二点ございます。一つ目は会議次第ということでございまして、二つ目は、ちよつと綴じてございますけれども、議案の資料ということになってございます。御確認をいただき、不足がございましたら事務局にお申し出ください。

続きまして、委員の変更について御報告いたします。議案資料のページ、二ページをご覧いただきましたと思います。全体の名簿につきましては三ページのほうにあります。

初めに、荒川区都市計画審議会条例第三条第一項第二号に基づきます区議会議員の三名の委員から五月二十九日付で辞任の提出がございまして、あわせて、同日付で荒川区議会議長より後任者の推薦をいただきました。また、七月十六日付で東京都職員の人事異動がございまして、同条例第三条第一項第三号に基づきまして、関係行政機関の職員といたしまして、新たに委員が就任されました。各委員の任期につきましては、審議会条例第四条第一項に基づきまして、前任者の残任期間となりますので、平成二十二年五月三十一日までとなります。

それでは、名簿の順に新委員さんを紹介させていただきます。

初めに、区議会議員といたしまして、竹内捷美委員。

十五番委員　こんにちは。よろしく願います。

都市計画課長　萩野勝委員。

十七番委員　どうぞよろしく願います。

都市計画課長 斉藤裕子委員。

十一番委員 こんにちは。どうぞよろしく願います。

都市計画課長 なお、志村博司委員、相馬堅一委員につきましては、継続して委員を努めていただきま  
す。

続きまして、関係行政機関の委員といたしまして、東京消防庁荒川消防署長の相田紀夫委員。

一番委員 どうぞよろしく願います。

都市計画課長 以上の四名の新たな委員さんです。よろしく願います。

以上で会議次第第三にございます委員の変更の報告を終わります。

事務局からの報告は以上でございます。

会長 どうもありがとうございます。

それでは、会議の公開についてでございますが、今日は傍聴者がいらつしゃいます。もう既に入つてい  
らつしゃいますが、審議会条例施行規則及び運営要綱の会議の公開ということの定めによりまして、これ  
を認めるということにさせていただきます。

それでは、傍聴者に申し上げますが、傍聴に当たりましては、荒川区都市計画審議会運営要綱等に規定  
されております遵守事項を厳守されることを願っています。では、よろしく願います。

それでは、会議次第の第四の議事に進みたいと思います。

初めに、荒川五・六丁目地区地区計画について、概要説明を防災まちづくり担当課長よりしていただい

て、それから、都市計画の内容については都市計画課長よりお願いしたいと思います。その後、質疑を行いますので、よろしくお願いしたいと思います。

防災まちづくり担当課長 それでは、荒川五・六丁目地区地区計画の概要につきまして御説明させていただきます。

議案資料の四ページをお開きになってください。

初めに、報告の主旨でございます。荒川五・六丁目地区地区計画を都市計画決定するために、都市計画法第十六条に基づきまして都市計画原案の公告・縦覧を行いましたので、これまでの経過とその内容を報告するものでございます。なお、縦覧期間中の図書の閲覧につきましては一名の方の閲覧がございまして、意見書の提出につきましては提出はありませんでした。

検討の経緯でございます。十九年度にまちづくりワークショップを三回ほど行いまして、二十年度に住民意見交換会を六回開催、二十一年度に素案説明会を二回、原案説明会を二回行ったところでございます。

荒川五・六丁目地区地区計画の内容でございます。まず、図書でございますが、「別紙一」といたしまして五ページから十五ページに記載をしております。また、公告・縦覧した図書につきましては、「別紙二」といたしまして十六ページから十八ページに記載してございます。なお、「別紙二」をもちまして公告・縦覧いたしました。その後、東京都との事前協議によりまして文言の一部を修正し、「別紙一」を作成いたしました。この内容につきましては、後ほど都市計画課長のほうから御説明いたします。地区計画の概要につきまして、参考資料をA3の見開きで添付してございます。

今後の予定でございます。十一月月上旬に都知事の同意を得まして、中旬に都市計画案の公告・縦覧、十月上旬に本審議会に諮問・答申いたしましたして、下旬に都市計画決定告示の予定をしているところでございます。

それでは、A3の見開きの参考資料に基づきまして、内容を簡単に説明させていただきます。

まず、経緯でございます。荒川五・六丁目地区では、安全で安心して住み続けられる災害に強いまちを目指しまして、昭和六十二年年度から密集事業を導入し、老朽住宅等の建て替え支援、道路・公園等の整備を進めてきました。平成十四年四月には荒川五・六丁目防災まちづくりの会が発足し、地域の住民と皆さんと区が協働して防災まちづくりに取り組んでおります。密集事業の期間が平成二十三年度までであることから、事業終了後も継続的にまちづくりを推進していくために、まちづくりのルールである地区計画の策定を進めているところでございます。

地区計画の内容は、これまで行いましたワークショップやアンケート、意見交換会や説明会などで出された意見を踏まえて作成したものでございます。地区計画の取り組みの経緯といたしまして、ワークショップ、アンケート、意見交換会、原案説明会等の取り組みにつきまして、下の欄に記載をしております。裏面をご覧ください。地区計画原案の要旨でございます。

まず、対象地区でございますが、図の中央に地区区分図として記載しておりますが、三〇六号線、都電通り、尾竹橋通り、明治通りで囲まれました三十三・六ヘクタールの地区でございます。

次に、まちづくりの目標でございますが、災害時の安全性を確保するため、建築物等に適正な制限を行

うことで、地域にふさわしい合理的な土地利用と建て替えの誘導を図り、良好な街並みの形成と住・商・工が調和する安全で魅力ある複合市街地の形成を目指すものと決めました。

次に、まちづくりの方針でございます。地区を九つの区分に分けまして、それぞれの特性や都市計画に基づきまして、まちの将来像やまちづくりの方針を定めました。

町屋駅前西地区が、まず一つ目の地区でございます。この地区については、高度利用を図りながら魅力ある複合市街地の形成を目指します。

明治通り沿道地区（Ａ）でございます。今指した部分でございます。明治通り沿道地区（Ｂ）でございます。この地区につきましては、高層の街並みを形成するものでございます。

都電通り沿道地区でございます。商業と住宅の調和した良好な高層の街並みを形成いたします。

尾竹橋通り沿道地区でございます。商業と住宅の調和した良好な高層の街並みを形成いたします。

補助三〇六号線沿道地区でございます。沿道の不燃化を促進し、良好な中高層の街並みの形成を目指します。

複合住宅地区（Ａ）でございます。町屋駅前銀座商店街の沿道でございます。住宅、商業の調和した良好な低中層の街並みの形成を目指します。

複合住宅地区（Ｂ）でございます。この地区につきましては、住宅、工業の調和した良好な低中層の街並みの形成を目指すものでございます。

複合住宅地区（Ｃ）でございます。住宅、商業、工業の調和した良好な中高層の街並みの形成を目指す



ものでございます。

次に、地区施設でございます。整備が必要な路線を選定し、一定の幅員確保を図るものでございます。AからHまでの八路線について決めました。

Aにつきまして、これは主要生活道路といたしまして、既設の道路と壁面後退によりまして、六メートルの道路空間を確保するものでございます。

次に、Bでございます。主要生活道路として、既設の道路と壁面後退によりまして、六メートル水準の道路空間の確保を目指すものでございます。

Cでは、主要生活道路といたしまして、八メートルの道路幅員を確保するものでございます。

EからHまでは、区画道路として、四メートル以上の道路幅員を確保いたします。

次に、建て替えのルールにつきましては六つの制限を定めました。

一つ目でございますが、壁面の位置と工作物の設置制限でございます。主要生活道路A路線につきまして、道路中心線から三メートルの区域につきまして建築物や工作物の設置を制限し、六メートルの壁面間空間を確保するものでございまして、資料の右の図に記載しているような壁面後退でございます。主要生活道路B路線につきましては、現況道路の端から〇・五メートルの区域について建築物や工作物の設置を制限し、右の図のように五ないし六メートルの空間を確保するものでございます。

二つ目につきましては、建築物等の用途の制限でございます。個室つき浴場やテレホンクラブ等の性風俗店舗を禁止いたします。

三つ目は、敷地面積の最低限度を定めるものでございます。新たに敷地を分割する場合、分割後の敷地はそれぞれ六十平米以上とするものでございまして、右の図でございしますが、百二十平米の敷地を分割する場合には、上のように六十平米と六十平米に分割することができますが、下の図のように八十平米と四十平米に分割した場合は、四十平米の敷地については建築ができなくなる制限でございまして、

四つ目でございます。建築物等の高さの最高限度を区分に応じて地区全域で定めるものでございまして、これは、左側の地区区分ごとの高さ制限の表がございしますが、記載の高さに制限するものでございまして、例えば、明治通り沿道地区（A）では六十メートル、それから、複合住宅地区（A）では十六メートル。ただし、複合住宅地区（A）と（B）につきましては、敷地規模に応じて高さの最高限度の緩和規定を設けているというものでございます。

五つ目は建築物等の形態、意匠の制限でございまして。屋根、外壁等の色彩は周囲と調和したものといえます。屋外広告物等は景観を損なわないものとし、腐朽、腐食、破損しやすい材料を使用しないものとします。

六つ目は垣、さくの構造の制限です。道路に面した部分にコンクリートブロックを使う場合は高さ六十センチ以下とします。垣またはさくの構造は生け垣やフェンス等とするものでございまして。

説明は以上でございます。

都市計画課長 続きまして、都市計画課長より都市計画の内容について御説明いたします。

資料の五ページ目からが都市計画の図書ということになってございます。実際に、これは既に都市計画

法に基づきまして原案の公告・縦覧を行っておりです。計画書のほうの十六ページから十七ページ、十八ページ、これにおきまして、八月二十一日から九月四日、公告・縦覧したところでございます。現在、東京都知事との同意の調整に入っております。この黒い網かけ部分について、調整しつつあるところ、変わる可能性のあるところを網かけしてございます。

五ページのほうに戻っていただきます。名称、荒川五・六丁目地区地区計画ということでございまして、位置、面積、地区計画の目標等は記載のとおりでございます。

土地利用の方針、この八つに分けた部分の方針がございません。

地区施設の整備方針、これは、公告・縦覧した内容をより簡潔にしまして、都の指導に基づきまして、文言がこういったような内容に変更する可能性がございません。

それから、建築物等の整備方針。

地区整備計画といたしましては、地区施設の配置及び規模、主要生活道路のAから区画道路のHまでございます。主要生活道路B号線というところで、ここも網かけた六メートルの記載がございますけれども、当初、公告・縦覧の内容では五メートルから六・三メートルという形で出させていただいております。十六ページ以降にそうした内容がございまして、なかなか、この現状からいたしまして、壁面線の後退により即六メートル道路にするには非常に困難な状況があるということで、住民の合意も得られにくいという状況がございまして、将来的には六メートル道路というものは目指すものの、壁面線の後退は六メートルに至らない五メートルから六・三メートルといったような内容のものでございまして、これもまだ調整

中の内容でございます。

建築物等に関する事項といたしましては、各地区におきましての面積、それから、用途制限、ただいま防災まちづくり担当のほうから説明したとおりでございます。敷地につきましても六十平米の制限がございます。壁面線の位置につきましては、これも網かけでございます。東京都と調整中でございます。本来的には即六メートルの道路というものが望ましいのですが、主要生活道路B号線につきましては、当面は〇・五ずつ後退するということでの記載でございます。それから、地区別の高さの最高限度、建築物等の形態、色彩、意匠の制限と、それから、垣、さくの構造の制限等がございます。

八ページに総括図がございます。

九ページに位置図ということで、この地区計画の位置が示されてございます。

次に、十ページ、十一ページと、計画図の一、二、地区の区分になってございます。

十二ページ、十三ページで地区施設図ということになって、道路の名称等が入ってございます。

十四、十五ページでは、壁面の位置の制限ということでの図が入ってございます。

今後は、知事の同意を得るために、まだまだ調整が続きます。同意を得て案ができて、公告・縦覧をした結果、十二月の上旬に都市計画審議会に諮問し、答申をお願いするといったようなスケジュールでございます。よろしく願います。

会長 どうもありがとうございました。

それでは、今御説明のあった荒川五・六丁目地区地区計画についての御質疑をお願いしたいと思います

が、いかがでしょうか。

ちよつと皆さん方が考えておられるので、私から一つ確認をしたいと思いますが、要するに、B号線に  
関しては、現状はかなり幅員が一律じゃないということ、とりあえず〇・五セットバックしてというこ  
とで、五メートルから六メートル近くまで順次拡幅していくという、そういうことでございますか。

都市計画課長 そのとおりでございます。現状、四メートルの二項道路とか、あるいは、五・三メー  
トルぐらいのところもございませうけれども、共通のルールとして、両側は〇・五メートルずつ下がって、一  
応の空間の確保しようというねらいでございます。

会長 どうもありがとうございます。

いかがでしょうか。

十四番委員 ちよつと今のがわからなかった。「別紙一」と「別紙二」の中身の違いはB号線のと  
ころの違いだと。都市計画決定上出されている説明の意味するところは、「別紙一」と「別紙二」が両方  
くつついて出てきている、今お話あったように、何か経過的にはこうだというのは、どうあらわれている  
のか、ちよつとすとんと落ちないのですけども。

都市計画課長 網かけの部分の三カ所が、今、東京都と調整中で、変わる可能性があるということでご  
ざいまして、五ページからの計画書のほうの網かけ部分の形で、今、調整しているところです。実際に公  
告・縦覧したのは十六ページから十八ページの内容でございまして、いろいろと都との調整の結果、この  
内容が最初の五ページ、六ページ、七ページの内容に変わる可能性があるということ、今回、実際には

これから案という形でさらに固めていくわけなんですけれども、中間の調整でこういったことが生じているということでございます。

十四番委員　そうすると、諮問をここで受けて、答申等を我々が最終的には出すわけですが、諮問の身が変わるかもしれないということで、同時にその中身を今お知らせいただいているというぐらいに考えていいわけなんでしょうか。

都市計画課長　大体そのようなことになります。実際に公告・縦覧した内容もやはりここでお示ししなければならぬと思ひまして、ちよつとわかりにくいのですけれども、調整中の案と実際に公告・縦覧した内容を出させていただいております。

十四番委員　ここで我々がわかりづらいということは、住民の皆さんが何を選択していいのかというのが非常にわからないまま決まりそうな雲行きになりつつあるのかという危惧をちよつと抱いたというのが、その先どう考えるのか、また考えてみたいと思うのですが、現実的にとか、よりよい方向にということ、区のほうでは都と調整をされて考えていらつしやるということだと思いますが、その中身は、住民の皆さん自身、どっちを選んだらいいのかとか、それは現実的なほうということにもなるのでしようけれども、そういうことの御理解をいただくということも大事になってくるのだらうなという感じもするので、ちよつと何と云っていいかわからないのですが、なかなか難しいなと、感想だけ。

会長　そういうこともあつて私のほうから質問させていただいたのですが、五・〇から六・三ということ、この違いは、要するに、現況を維持しながらセットバックしていこうということと、六メートル一

律ということとは、それなりのいろんな、狭いところは道を拡幅したりするということが含まれるので、その辺を現実的に対応しようとする事ではないかということ、ちよつと御質問させていただいたのですが。だから、一応、現況を保持しながらセットバックだけを当面確保していくということだと理解しているのですが、それでいいんですか。

都市計画課長 はい。

会長 要するに、きれいに一律六メートルにしようというのではなくて、今、ちよつと膨らんだりへこんだりするので、膨らんだりへこんだりしているところにかかわらず、すべて一律五十センチずつは皆さんバックしていただきますと。だから、できたものも、一律六メートルというのではなくて、少し太ったりへこんだりというような道路ができるという、そういうイメージで改正案になっているのだと思うのですが。

八番委員 その場合は、もとの区の提案された数字になるんじゃないんですか、計画的に。

会長 今、道路が、要するに……。

八番委員 先生のおっしゃっていることはわかりますよ。現実そういう対応をしていくのでしたら、六メートルという数字をフィックスしてしまうと、計画と現実が合わなくなりますよね。

会長 だから、六メートルじゃなくてということ……。

八番委員 荒川区のほうから提案された内容で東京都がうんと言ってくればいいんですけれども、京都の案は違うわけですね。六メートルでやれと都は指導したがっているわけですね。そのところ

をちゃんと、ずれがあるのだということ、区の都市計画審議会としては、ずれを認める方向でおさめてほしいという意見を言ってもよろしいんですか。

会長 その辺はどうなんですか。

都市計画課長 そういう感じでございます。現状、本当に主要生活道路ということであれば、すべて六メートルという形で、即六メートルの整備に入らなければなりません。参考までに、A号線というのは、六メートルと書いて、現実にもう六メートルの道路の整備に着々と入っているところなんです。段階的に、B号線というのは、現状、二項道路と、それから、五メートルちよつとの幅員の道路でございます。また、これに接する敷地が、非常に狭小の敷地がございます。お話をさせていただいたところ、なかなかそれは合意できないということ、じゃあ、当面、五十センチずつ後退して、当面は、五メートル以上あるところもありますけれども、共通のルールとして五十センチずつ下がろうじゃないかということ、地元で合意のほうも得られまして、そういう形で持っていたのですが、東京都としては、マスタープランに六メートル道路というのがあんじゃないかと。将来はやっぱり六メートルとして明記すべきではないかと、そういう指導がございまして、内容は両者わかっているんですけれども、この計画書の内容としては六メートルにすべきだということでお話をいただいております。

会長 東京都との間の折衝というのはいつごろ終わりそうというか、決着がつきそうなんですか。

防災まちづくり担当課長 もうじき東京都との調整が済みますので、そのとき確定いたします。

十四番委員 ここだけにも限りませんが、主要生活道路という指定をしても、結局二項道路、四



メートル以下というところが現実にかなりあって、その当事者のお宅に将来ここは六メートルになるよと言えば、家はなくなっちゃうのねと。どこへどう行ったらいいのかという、すぐお話にもなる。それだけでも結構不安を抱かれるということが現実の生活の場面であるわけですけど、でも、これがあるからといって、すぐお宅は出ていかなきゃいけないとか、家がなくなっちゃうわけではありませんと、そういういろんなことが進んでいく中で起きるんですよという説明があつたにしても、やっぱり、もしそういうことで、そこら中そういう状況であるということもありますが、しかし、指定をするからには、生活に不安を感じないで道路が広がるという方策というのでもあわせて、将来の問題であるかもしれないが、お話をしないと、一番身近なところの地方自治体としては、自治体も大変だし、いわば絵にかいたもちに飾っておくということにもなりかねないと思うので、何かその辺は難しい問題だなと。どうすればいいのかというのはなかなかあれですが。ただ、実際に不安を抱かれる方も多いと思うので、その辺の出口というのは少し荒川っぽく考えることも確かに大事なのかなとは思うのですけども。何かちょっと私もこうしたほうがいいとは申し上げられないのですが、何か考え方というのがあつてもいいんじゃないかなと思うのですが、どうなんでしょうか。

都市計画課長 確かに、二項道路の後退においても苦慮している狭小の敷地というのはございます。ここで、当面、五メートル以上確保ということで、壁面線の後退をお願いするところでございます。建物の位置が下がるということで、敷地が減るということではございませんので、何とか現状は確保できるかと思いません。ただ、将来に向かって、こうした狭小の敷地のところに建物を建てる場合には、もう家になら

ないんじゃないのかといったような場所も生じてくるかと思えますので、そうした面における主要生活道路の確保につきましては、何らかの支援策も検討していかねばならないということは考えてございます。

十四番委員 何らかの支援策というのをあわせてやるんだよというようなことをどこかに盛り込むようなことが、これからいろいろやっていく上でも必要なんじゃないかなと思うので。それは何か裏としてありますよというだけじゃなくて、都との協議の中でも、何か計画の中自身にも入れられるようなシステムにならないものかなとちよつと思つたのですが。

防災まちづくり担当課長 住民説明会でも、やはり、壁面線の指定によつて建て替えが難しくなるんじゃないかというような意見もございました、その際に、一応、主要生活道路沿道建て替え事業という区の単独事業、地区計画で壁面後退して、準耐火、あるいは、耐火建築物を建てた場合には百五十万円とか二百万円助成するという制度を設けてございまして、そのようなものをお使いになつて建てていただきたい、そういうお願いをしております。

十四番委員 すみません、最後にしますけど、ただ、敷地がなくなつちやうお宅があると思うんですよ。もう完全に建て替えなんという状況じゃなくて、六メートルになつたら、もう家を建てられないという状況の接道というか敷地状況の方は決して少なくないと思えますから、今のそういう補助要綱が、それはそれだと思えますけども、もうちよつと、本当に自分の家がなくなつちやうと感じられる方に対しての手だてはぜひ検討してもらいたいと思えます。

十五番委員 関連ですけども、AとBはよくわかるのですが、五メートルと六メートルで。これは、歩道というんですか、道路端というのが〇・五メートル、Bで書いてありますけど、これはAのほうも同じなんですか、基本的に。

会長 AとBの違いをちょっとわかりやすく説明してくれますか。

防災まちづくり担当課長 まず、Bのほうは、先ほども申しましたけど、四分の一程度二項道路ということで、三・六メートルから広いところで五・三メートルぐらいまでというふうな状況の路線でございます。Aのほうにつきましては、二項道路、四メートルを切るところはございませんで、現況の道路幅員が四・二で、広いところでは六メートルをちょっと超えるぐらいのところまであるというふうな状況の、ある程度幅員が一定しているような形の道路でございます。

会長 要するに、AとBは、Aは一律中心線からですから、絶対的に三メートルを確保するようにつくっていく。だから、現況は、太いところは少しバツクすればいいんだけど、細いところの人はたくさんバツクしなきゃいけないと、そういう不公平ができるんですね。Bのほうはでこぼこしているんで、不公平が生じるので、一律五十センチだけは皆さんやってもらいますよと。そのかわり、できるものもやっぱりちょっとでこぼこしたのになりますよというやり方で、Aのほうは、ある程度元のもの真っすぐになっているので、そんなに不公平がないので、真ん中から三メートルずつのところにセットバツクしていただく。多少のでこぼこはあるけども、そうすると、できたものは一応六メートルのものができると。そういう道路のつくり方の違いなんですよね。だから、現況は、かなり整備された道路かそうじゃない道路

かによって、現実的にどっちがいいかということ、Aのやり方とBのやり方をやっていて、それが今の東京都との折衝の間でもめている原因になっているのだと思うんですけどね。それでよろしゅうございませうか。

十五番委員 四分の一というんですか、件数的には何件ぐらいあるんですか。四分の一ひっかかるということ。基本的に、せっかくではないですけども、大変申しわけないんですが、私はもっとすっきりした生活道路でいくのかなと。これを見ると、ほとんど既存の道路だけを使っているという。何か都市計画になっていないかなと。大変申しわけないけど、努力をしてきて。道路がほとんどないかなという気がする。

それから、最終的に五メートル道路と六メートル道路で地中化ができるのかどうか。当然するでしょうけども、そこら辺、五メートルでも六メートルでもやるのかどうか。

防災まちづくり担当課長 まず、最初のほうの御質問の二項道路に面する敷地につきましては、宅地が十一棟ございまして、かなり狭小宅地、八割ぐらいは六十平米未満というような状況になってございます。

それから、電線の地中化のことですが、これもやはり住民説明会でそういう要望も出たところでございますけれども、なかなか地中化しているところは、歩道部分にトランスを設置しているというふうな設備の問題もあります。ですので、それなりの歩道があるような場所でない、技術的に地中化そのものが困難であると、そのような御説明をしているところでございます。

十五番委員 そうすると、地中化はしないということですか、簡単に言えば。だって、区道の都市計画道路は地中化することで決まっているじゃないですか。何でやらないのですか。

都市整備部長　まず、この地区計画、道路じゃないと言われるとそうかもしれませんが、この道路を整備することによって、この図で言いますと、FとかGが書いてあるところ、ここらが消防活動困難地域となつてございます。この道路を整備することによってそれらが解消されるということが、この道路整備の大きな目的でございます。実際、東京都と今協議しているのですけども、Bについても六メートルでやりたいと思います。ただ、沿道の方々の合意がなかなか得られないということで、百点ではないけれども、まあ七十点、八十点を取つていこうと。ただ、長期的に将来的には六メートルにはしていきたいという考えは区として持つてございます。

それと、竹内委員のほうからお話のありました電線類の地中化、私ももやっていきたいという気持ちは同様でございます。ただ、なかなか、今現在は都市計画道路を中心に地中化をやっておりますけれども、これについては国庫補助がつくと。その一方で、通常の道路を地中化する場合には、現在、国庫補助はございません。ちなみに、ちよつと調べたんですけど、三〇六号線のと看、地中化に要した費用が一メートル当たり百万円だつたと思います。ですから、荒川区の道路は二百キロございます。これをやっていくとはなかなか難しいかなと。あと、もう一つは、地中化、これから国もそういう方向に進んでおりますので、制度も変わつて、例えば、一般の道路でも補助が出るとか、そういうものがあつたときには積極的にやっていきたいと思ひますけれども、現時点でこの区道まで地中化することはなかなか難しいと。ただ、その可能性については、今後とも私もは検討していきたいと考えてございます。

十五番委員　努力もわかりますけど、せつかくの機会で、百年たつてようやくという道路をつくると思

うので、これは少なくとも……。既にAのところは買収と言いますか、道路に係る部分については大分買収していると思うのです。例えば、替え地とかいるんな、もちろん努力は大変なんでしょうけど、これは何キロつくれという話じゃないですから。これは何メートルですか。Bで二百メートルでしょう。これができるければ、荒川区はあと百年も地中化できない。本当に早く条例をつくらなければいけないと思っているんですけど、これは考えないとおかしいと思いますよ。大変なのはわかりますよ。これは、計画は本当に大変でしょうけど、五丁目、六丁目と長い間かわって、まず、生活道路までこぎつけたわけですから。私は、すぱっと三〇六から尾竹橋通りに抜いちゃうかなと思って、非常に気分をよくしていたんですけど、あまりに既存道路だけで残念なんですけど、これは納得できないですよ、副区長。

会長職務代理 竹内委員の考え方もよくわかりますけれども、やはり、合意が得られないまま至急制約して強行するというのもどうもいかなものかなという感じがします。百点は確かに取れないと思いますけれども、七十点、八十点でも、今できることで進めたほうが、最終的には近道ではないかと私は思います。そういう意味では、こういう地区計画は、もつときちんとした地区計画ができるまで先に延ばせということには、私はちょっと同意できない、こういう意見だけ申し上げさせていただきます。

十五番委員 買収している替え地とか、そういうのは現状どうなっているんですか。

防災まちづくり担当課長 今のA路線のほうでございますが、平成十九年度から密集事業の優先整備路線ということで買収して拡幅してございまして、二十年度までの実績で五件の道路を拡幅しているところでございます。

十二番委員 何点かちよつと質問したいんですが、先ほどから議論になつています主要生活道路B路線でございますけれど、五メートルから六・三メートルというのが、今まで区で考えて、地元説明会もしてきて、合意してきた内容だと言んですが、ここへ来て急というか、東京都のほうとの相談の中で、やっぱり六メートルにしたほうがいいんじゃないかと、こういう話が出てきたわけですね。そうすると、主要生活路線が六メートルで、これが、手法としては、道路中心線から三メートルの区域、三メートル下がって六メートルにするという手法なのかな。これはだから壁面後退ではないですよ。その手法の問題なんですけど。これで読み取れるのは、A路線は壁面間空間を六メートル取るということなんですけど、道路中心線というのがあって、そこから三メートルずつの絵がかいてあるんですね、セットバック。それから、B路線の場合は、現況道路からの道路との境界かな、そこから〇・五メートルセットバックして、現況のB路線を五メートルから六・三に広げていくと、ここに書いてあるのはこういうことですね。まず、その確認と、それから、東京都との六メートルといった場合に、これはどういう手法で広げるようになるのか、その辺をちよつとお聞きしたいんですけど。

防災まちづくり担当課長 まず、密集事業で優先整備路線で買収していることと、今回の地区計画で壁面後退路線にするという内容は、直接的には関係がないと。あくまで、今回の壁面後退というのは、A路線なりB路線について中心から三メートル、あるいは〇・五メートルというような壁面後退をしていただいて、そこに道路的な空間をまず確保していただくと。密集事業で優先整備路線でやっている路線については、そのあいた部分につきまして用地買収させていただいて拡幅整備をしていくと、そういう事業のこ

とと、今回、規制して壁面後退をさせていただくというものと、二つの手法でAについてはやっていくというところでございまして、Bについては、規制をまずかけて、それで壁面空間を確保していきたいと、そのような考えで進んでいるものでございます。

十二番委員　そうすると、AもBも、全部これは完全に区道になっていきますか。

防災まちづくり担当課長　そのとおりで、両方とも区道でございます。

十二番委員　何が言いたいかというと、中心から両側に三メートルセットバックをするのと、道路の縁から〇・五メートルセットバックするというのは、やっぱり意味が全然違うわけですよ。私道の場合なんかは、それで大分何回か私ももめた経験があるんですけど、既に過去にセットバックをして、建てたところだけへこんでいるわけですね。道路の幅が微妙に違うわけですよ。それで、中心線からセットバックなのか、道路の端から何メートルかということ、違いがかなり出てくるわけですね。だから、セットバックして、しているにもかかわらず、中心線はその広がった真ん中だよということになると、引つめた人はさらにそこからまたセットバックさせられるという、そういうものが出てくるんですけど、こういう形でやるとなると、すべてA路線もB路線も、とりあえず道路の中心というのを、きちつと位置を確定しなきゃいけないと思うのですが、それがずれると問題になってきちゃうわけですよ。というのは、道路の端から〇・五メートル壁面から下げても、例えば五メートルの場合だと、中心から二・五メートル平等に下がっているかという、そうじゃなくなってきましたから、その辺が、道路の中心線というのがきちつとできるのかどうかですよ。私道提供、自分の土地を道路に提供している場所なんかがあると、それは非常



に微妙になりますよ。

防災まちづくり担当課長　まず、A路線は、用地買収で事業を進めているところにつきましては、事業開始前に現況測量をかけまして、まず、現況線、それから、道路の中心線を決めまして、道路の線形図とこののを私どもは用意しております。それに基づきまして用地買収をお願いしていると。実際に買収に当たっては、いろいろお隣との境界とか、そういう問題までありますから、それはそれでまた測量を頼んで、それで買収をしているというふうなことでして、今度、地区計画で〇・五メートルの後退線を指定するという際にも、やはりこれは現況測量をかけまして、道路の線形を確定して、当然下がったところは下がったというふうなことで、そのデータに落とし込んでいくと、そのような作業をしまいらいますので、間違いないように執行してまいります。

十二番委員　それで、東京都との協議の中で、B路線を六メートルにするという場合は、その手法はどういう手法をとろうということなんでしょうか。

防災まちづくり担当課長　将来、六メートルにという展望はもちろん私どもは持っておりますけれども、当面は〇・五メートルの壁面線の指定というふうなところで、どうしても四十年ぐらいはそれで、実際に家も建て替わってしまいますから、そういう感じで、当面の目標としてはどうしても五から六・三というふうなところになってしまおう。ただし、百年先の大計というか、もうちょっと先を見据えれば、やはり六メートルが望ましいので、そのような路線としては考えていきたいというふうな。

十二番委員　そうすると、「別紙一」の主要生活道路B号線、幅員六メートルとしても、中身は五から

六・三で、かつ、手法も、A路線は中心線から両側に三メートルだけでも、B路線は現況道路の端から〇・五メートルのセットバックと、こういうふうな理解の仕方をすればいいわけですね。わかりました。それから、あと、EからHの区画道路は四メートル以上なんですけど、これは現況どのぐらいの幅からどのぐらいの幅まであって、これはどういうふうな形で四メートル以上の道路を確保していこうとしていくのでしょうか。

防災まちづくり担当課長 EからHも、おおむねざっとした感じで、三分の一ぐらいは二項道路が占めておりまして、四メートルというのは、細街路整備事業で、その幅員を確保していこうと、そのような考えでございます。

会長 今から見学に参りますので、よくチェックしていただきたいと思いますが。

十二番委員 もう一つ、すみません。それから、土地利用のほうの敷地面積の最低限度、これが地区全域に係るわけですね。これはちょっと議会の委員会のほうでも結構議論になったことなんですけど、分割後は最低六十平米以上じゃなきゃいけないと、こういうことが出てきたわけですね。そうすると、いろいろ、これはどこまで法律で縛ることができるのかということなんですけど、地区計画が通ると、どの程度まで制限がかかるのでしょうか。例えば、分割して建てる建築確認申請が通らないとか、そういうことかなと思うんですけど。

都市計画課長 六十平米敷地の制限ですが、これは、地区計画の建築条例にこのまま記載されて、制限を受けるようになります。新たに敷地として何区画かに分けて敷地を設定する場合には、六十平米以上な

ければならないと。ただし、現在六十平米未満で建っている家の建て替えについては、これは制限はございません。そういうわけで、新たに敷地を確保する場合には六十平米以上ということで建築確認のほうもお願いすることになります。

十二番委員　それで、ミニ開発を防ぐという、ある程度の広い敷地を買って、それを細かくして、例えば、十六坪ぐらいかな、六十平米未満にして建て売り住宅を建てるとか、そういうのを防ぎたいというか、という趣旨はわかるのですけども、そういう意味じゃなくて、例えば、百平米のところを親から相続したと。兄弟二人でこれを二つに割ろうという場合なんかはどうなんですか。それでもだめなわけですね。それで、隣は五十平米でも、これから将来永劫に建て替えてもいいと、こういうことで、ちょっとその辺が不合理じゃないかなという。今まである土地をやむを得ず分割せざるを得ないという場合に、全く例外を認めないのかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

都市計画課長　現在のところはこのただし書きの二点に記載してあるだけでございまして、相続してどうしても二つに分けて、二人の相続者にその権利を与えて家を建てたいという場合には、ちょっとそれはこの制限内ではできかねることになります。ただ、敷地として、ほかの部分で借地をして一つの敷地にするとかいう形であれば、六十平米の敷地を確保することになりますので、そういう場合はできるようになります。

防災まちづくり担当課長　その質問の件で、密集事業で道路買収をしているような場合、事業によって宅地が目減りして六十平米を切ってしまうと、このような場合については、これは建築可能ということでは、

これは建築条例のほうにそのような内容の文言が入っておりまして、それは可能でございます。

十二番委員　最後にしますけど、それは例外で認められるわけですね。例えば、百平米の敷地があって、それを半分ずつに相続して登記しますね。登記して、これだと敷地を分割しちゃいけないというんだけど、半分ずつ登記して、建物は共通の建物を建てて、例えば、兄弟で建物は一括で登記するという場合なんかはどうなんでしょうか。

都市計画課長　敷地としては一つの敷地、権利は二人になるかもしれないですけども、敷地としては百平米の敷地に建てるわけですから、それは可能であると考えます。

十二番委員　だから、一つとして、私は詳しくないんですけど、別々にきちっと分けて登記したいという場合は、敷地は別々の分割になるわけでしょう。それは、二人で共有財産として登記を共同するのと別々に分割するのと、これは敷地を分割しちゃいけないと書いてあるわけだから、そこははっきりしておかなきゃいけないことだと思うんですよ。

都市計画課長　権利は二つであっても敷地は一つとして利用するわけですから、それは問題ありません。

十七番委員　各委員さんからいろいろ問題点も出たと思いますが、この計画の内容について、今はこのようにお進めいただくのかなと思うのですが、恐らく、何年かした場合に、現状と合わないケースが出てくるだろうなと思うんですね。その場合についての変更というのはどのように考えて、できるのかできないのかと、はっきり言っちゃえばそういうことなんですけど、その辺はどのように考えていますか。

都市計画課長　これは一つの都市計画決定でございますけれども、計画の変更がないというものではご

ございませんので、もし状況に大幅な変更すべき点が出てきた場合には、それは変更するという事になるかと思えます。

十七番委員 当然、時がたてば利害関係者も変わってまいります。そういう意味で私はちょっとお聞きしたのですが、その辺は確認をきちつとしていただいて、そういう文言をきちつとしていただきたいなと思っております。

以上です。

会長職務代理 ちよつと事の本質から離れているかもわかりませんが、資料づくりの関係で気になったところがありますので、直していただいたほうがいいかなと思います。五ページ、位置のところ、面積のところ、これは米印がついておりますけども、米印をつけるときには、通常、何か注があったりなんかするわけですが、どう探しても注が見つからない。この米印は何のためにあるのかなということが一つ。

それから、もう一つ。左のほうに、五ページの場合、土地利用の方針ということで一から八まで地区が書いてございますけども、その右側のページに参りますと、町屋駅前西地区から順番が左の説明と違ってあるんですね。これは、違うときには意味があるはずなんですけど、どうも探しても意味がなさそうですね。左の地区の順番に並べかえたらいかかと思えます。縦覧のほうはちゃんと合っているんですね。ですから、その辺、本質から全く離れておりますけれども、ちよつと御注意いただいたほうがいいかなと思います。

会長 非常に重要な御指摘で、どうもありがとうございます。よろしゅうございますか。

都市計画課長　ありがとうございます。米印につきましては、七ページの下の、非常にわかりにくいですけれども、右の下のほうに知事同意事項ということがございます。説明が足りなくて申しわけございません。知事同意事項で、ほかの点はどうかというと、実態としてはやはり全体を見ていただくことになりますので、ここだけだということでは現実的にはございません。

それから、土地利用の方針も、八つ書いてあるのに、九つこっちに書いたり、ちょっと不整合がございますので、この辺は参考にして直してまいりたいと思います。

会長　大変申しわけないのですが、今日はあとが詰まっています、流すわけではございませんが、今日は御報告ということで、また次回に……。

十一番委員　時間がありますので、基本的なことだけ伺いたいですけれども、地区計画という制度がこの地域の人たちにとって今後のいろんなことに影響してくるわけなので、それがどの程度の理解になっているのかを伺いたいのですが、意見交換会から説明会の回数はわかりましたが、参加者は何人ぐらいなんでしょうか。

防災まちづくり担当課長　意見交換会、素案説明会、原案説明会で、全部で十回で百九十二名の方の参加でございます。

十一番委員　十回で百九十ですか。

防災まちづくり担当課長　百九十二名の方です。

十一番委員　一回大体何人ぐらいの方ですか。

防災まちづくり担当課長 十九名でございます。

十一番委員 同じ方十九名が十回ですか。

防災まちづくり担当課長 中には何回も出られている方も、まちづくりの会長さんなんかはやっぱり何回か出ていただいておりますけど、半数ぐらいは違う方かなという感じを受けています。

十一番委員 この網がかかる対象地区の住民は何人いらっしゃるんですか。

防災まちづくり担当課長 おおむね四千戸程度でございます。

十一番委員 四千戸ということは、住民は四千人じゃなくて、もっと多いということですよ。

防災まちづくり担当課長 もうちょっと多いです。

十一番委員 もうちょっとですか。二倍じゃないけど一・五倍ぐらいですか。三倍ぐらいですか。

防災まちづくり担当課長 六千人以上ぐらいです。

十一番委員 六千人強ですか。そうすると、六千人強の中の百九十二人が会合にお出になっっていて、あと、今、志村委員がおっしゃっていたんだけど、チラシが入ったりしているなということ。そういう程度じゃないかと思うのですが。それは、私は東日暮里なんですけど、この間、ワンルームマンション紛争だとかマンション紛争があった中で、地区計画ということの関心がすごく高まっっていて、その中で区は、住民から持ち上がったって区が相談に乗って、自分たちのまちづくりは自分たちの手でやっていくのだということが望ましいとおっしゃってきたんですけれど、やっぱり、六千人の中の百九十二人の方たちや、あとはチラシでということだと、それはどうなのかな。どの程度の方たちが高さ制限だとか建て替えの制限だと

か土地分割だとかの制限を理解されているのかなということは、とても大きな問題だと思います。住民がみずから自分のまちを決めるといっても美しいんだけど、結局、決めれば責任が発生するわけですよ。そうすると、再開発もそうなんだけれど、うまくいかなかったときやトラブルが起きたときにだれの責任なのか。区の責任なのか、住民の責任なのか、議会も責任があると思いますが、だれの責任なのかということが問題になってくるので伺っているんです。このスピードで決めていくとすれば、私はやっぱりまだ足りない感じがするのですけれども、特に、制限がかかってくるということについては、私はやっぱり区としては何かもう少し、ここで心配されているようなことも十分理解をしてもらって、御自分たちのまちを御自分たちの手で変えていくのだと本当になるようにする手だてはありませんか。

防災まちづくり担当課長 まず、住民の方への周知の問題でございますけれども、当然のことながら、開催通知につきましては、全戸にポスティングして、あるいは、地区外地権者の方にも郵送でお知らせいたしております。それから、まちづくりニュースの中に、この地区計画の内容、今日の参考資料等はまちづくりニュースとほとんど同じでございますけれども、これを何回かこういう形式で、地区計画の中身についてはまちづくりニュースに掲載して投函して周知を図っているということ。それから、お知らせの手段としては、当然に、説明会の開催につきましては、町会の掲示板ですとか、そういうような施設も利用しまして、周知に努めているところでございます。

十一番委員 それはいつもの手法ですよ。だから、六千人で百九十二人が十分だとお考えなのかどうか、それから、チラシを見て、お家の中で地区計画の制度は知っているよ、こういう制限がかかるかもわ



かるよと思っていらっしゃると思うのか、そのところがとても問題だと思うんです。この程度にしておきますけれども、また別の場所でも議論したいと思うんですが、せっかく地区計画というのが、行政の押しつけじゃなくて、自分たちが参加するんだという機運も出てきたりしているところなので、惜しいなと思うのね、こういう感じでやって。それで、私の想像でも、拡幅だとか高さ制限だとかのこととか土地の分割とか、絶対にもめますよ。そうなったときに、一つだけ、最後にしますけども、高さ制限がやっとなってきた。三十一階マンションのときには住民から出されたけど却下されたことなんです、やっとなんて考え方が出てきて、やっぱり必要だと思うんですが、何を根拠に二十階というのか、現況、その後背地はどうなっているのかと考えると、これは厳しいですね、これは一つの例ですけども。現況、その状況にある方たちについて、戸をたたいて、こういうことになっていきますけど、どうでしょうか、理解をしていただけですかということや、御意見はありませんかということを聞くぐらいのことをしないと、通り一遍掲示板に張りましたではよくないと思います。

会長 地区計画については、私はここのところずっと推進派みたいなことでやってきて、すぐというわけにはいかないですけど、ほかの区なんかは、まちづくり条例のようなものをつくって、住民が主体的に計画を立案し提案できるという、そういうようなことまでできるという、そういうことをここの中でもいろいろ言っていて、それに向けての準備といたしますか、いろいろなことをやろうとしてはいるんですが、まだちょっと発足していないということ、いつの時期がいいかわかりませんが、それに向けて協議会をつくっていくとか、そのための支援制度をつくるかというの、この議案の中で審議していい

んじゃないかなと思っけていますので。非常に密接な問題を扱いますし、それから、非常に制限が厳しいんですよ。だから、責任がはっきりしないということ。今のところ、将来的には、都市計画法に基づいていきますので、ここの責任になりますので、住民に責任があるというわけにはいかないことは御承知いただいて、重々ここで審議をしていただきたいということでございます。

ちよつと切つちやうのは大変申しわけないのですが、次回ということで、今回はここの現状をよく調べていただきたいと思います。

それでは、次の議題で、景観計画についての御報告をお願いしたいと思つていますが、いかがでしょうか。都市計画課長 景観計画の策定について、事前の御説明を申し上げます。「資料二」というのが後ろのほうについているかと思つてます。景観計画の策定についてでございます。

新たな都市計画マスタープランを踏まえまして、これを三月に策定いたしましたし、荒川区にふさわしい良好な景観形成を推進するために、今年度と来年度、二カ年で景観法に基づく景観計画を策定ということ、ただいま作業を進めております。

経過といたしましては記載のとおりでございますし、昨年度の景観の基礎調査というものが別紙についてございます。そうしたものを参考にしながら景観計画をつくつていきたいと思つております。

目的でございますけれども、「荒川区らしい景観」というものを形成するために、景観法に基づく計画を策定するものでございます。

策定のスケジュールにつきましては、昨年度の調査を踏まえまして、今年度、景観検討委員会、既に二

回開催してございます。二十二年度は、この手続を進めまして、法的に景観行政団体というものが計画を定めることになっておりまして、東京都の同意を得まして景観行政団体を目指します。荒川区が景観行政団体となりました結果、景観計画を策定するということになります。現在はそのためたたき台をつくっているところでございます。

内容といたしましては、二十一年度、景観の形成の方針、基準、高さとか色彩、広告物の規制、それから、景観上すぐれた建物とか、あるいは、樹木とかがある場合の方針の検討でございます。それから、素案をつくりまして、パブコメを実施して、意見聴取ということに結びつけたいと思います。

景観検討委員会、後ろのページのほうに名簿がございますけれども、その名簿の方々の御協力を得まして、今、検討委員会を進めてございます。

法的な制限がございまして、予定でございますけれども、二十二年の九月ごろに当都市計画審議会に意見の聴取ということで意見を求めなければならないようになってございますので、意見のお伺いをする手続の前に、本日、簡単な説明と、それから、十二月ごろに案みたいなのができた段階で、また再度説明させていただきまます。将来、五十年、百年先の荒川区のすばらしい景観を育てて守っていくための、こういう作業に現在入っているところでございます。

資料がついてございますが、時間の関係上、これをご覧になっていただきたいと思います。景観計画をはじめとした景観法の制度概要がついてございます。

それから、昨年度、調査をした結果です。これもついでございます。荒川区の場合、都電の人気という

ものが非常に突出しております。荒川自然公園とかあらかわ遊園などの大規模公園にも評価が集まってございます。よくない景観としては、駐輪場とかごみ、緑の不足、それから、先ほども竹内委員さんから御指摘のございました電線・電柱、こういうものもございます。景観上好ましくないというもので、そういったものが拳がってございます。

それから、今考えられるところで、東京都の景観計画の中でも、隅田川の軸ということで、隅田川の両側五十メートルにおきまして景観の制限がございます。建物を建てる場合には届け出をして、一定規模以上でございますけれども、そうした指導を受けることになってございます。

検討スケジュールとして、二十三ページにございます。現在、二回の検討委員会が終わっております、今後、骨組みの組み立てをして、パブコメに向けて進んでまいりたいと思っております。

非常に雑駁な説明でございましたけれども、今後、十二月にもう一度御説明いたしまして、それから、最終的には審議会への意見をお願いするというところでございます。よろしくお願いいたします。

会長 これも非常に身近な問題で、いかがでしょうか。まだ何回か、二回ぐらいか、議論する時間はあると思いますが、説明だけでよろしゅうございますか。

「はい」と呼ぶ者あり」

会長 どうもありがとうございました。

「会長」と呼ぶ者あり」

会長 傍聴人からは意見は聞けないことになっているんじゃないかな。だから、一応、最初に御説明し

たとおり、要綱に沿ってルールに基づいてやっていただきたいと思いますが。これ以上言いますと退席していただきますので、いいですか。ここは審議会でございますので、それなりのルールに則ってください。それでは、出ていってください。退席してください。ルールに基づいていかなければ民主主義ではございませんので。

それでは、その他ということでもよろしゅうございますか。御説明ください。

都市計画課長 事務局から。次回の開催予定でございますが、現在のところ、十二月一日、午後三時からを予定してございます。詳細につきまして後日連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

十二番委員 ちよつと聞こえなかつたので、日にちをもう一度言ってください。

都市計画課長 十二月一日、午後三時からを今のところ予定してございます。よろしくお願いいたします。す。

会長 それでは、どうもありがとうございました。

それでは、何か御質問がございましたら。なければ、これで閉会でもよろしゅうございますか。

「はい」と呼ぶ者あり」

会長 それでは、閉会とさせていただきます。

午後三時二十三分開会